

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	片瀬 417号線	片瀬海岸一丁目2866番43地先		3.5 ～ 4.0	46.2
		片瀬海岸一丁目2866番48地先			
2	鵜沼 939号線	鵜沼桜が岡二丁目6117番102地先		4.5	16.4
		鵜沼桜が岡二丁目6117番100地先			
3	鵜沼 940号線	鵜沼海岸五丁目4275番1地先		4.5	34.9
		鵜沼海岸五丁目4275番4地先			
4	鵜沼 941号線	本鵜沼四丁目3802番8地先		5.0	53.7
		本鵜沼四丁目3802番16地先			
5	辻堂 673号線	辻堂元町四丁目5609番17地先		4.5	25.9
		辻堂元町四丁目5609番21地先			
6	辻堂 674号線	辻堂東海岸一丁目7285番158地先		4.5	24.3
		辻堂東海岸一丁目7285番466地先			
7	六会 901号線	亀井野字不動前610番8地先		6.0 ～ 6.6	86.5
		亀井野字不動前800番49地先			

8	六会 902号線	亀井野字不動前794番26地先	5.8 ～ 7.7	185.8
		亀井野字不動前798番18地先		
9	長後 927号線	高倉字中丸2128番1地先	4.5	34.9
		高倉字中丸2128番7地先		
10	御所見 1141号線	菖蒲沢字大上87番1地先	5.1	33.3
		菖蒲沢字大上107番5地先		
11	亀井野1号 自転車歩行者 専用道	亀井野字不動前594番1地先	1.5 ～ 4.6	185.5
		亀井野字不動前797番1地先		

提案理由

片瀬417号線ほか10路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。